

住まい

各区高齢介護課 西区	☎620-2667	桜区	☎856-6177
(高齢福祉係) 北区	☎669-6067	浦和区	☎829-6152
大宮区	☎646-3067	南区	☎844-7177
見沼区	☎681-6067	緑区	☎712-1177
中央区	☎840-6067	岩槻区	☎790-0168

介護予防高齢者住環境改善支援事業

要介護状態等となるおそれの高い方の居宅の改善をするための経費の全部又は一部を補助します。工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

◆対象者 次に掲げるすべての要件に該当する方

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ在宅で生活する65歳以上の方
- (2) さいたま市の介護保険の被保険者であること
- (3) 申請時において、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておらず、かつ認定を受けるための申請を行っていないこと
- (4) シニアサポートセンター（地域包括支援センター）又は各区高齢介護課が実施した基本チェックリストにおいて、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた方
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

◆対象工事

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- (4) 引き戸などへの扉の取替え
- (5) 洋式便器などへの便器の取替え
- (6) その他これらの工事に付帯して必要な工事

※事前に居住地を担当するシニアサポートセンター（地域包括支援センター）の確認を受けることが必要です。

◆補助額

- (1) 介護保険料第1段階・2段階の方は全対象経費（上限15万円）
- (2) 介護保険料第3段階～12段階の方は対象経費の2/3（上限10万円）

要介護高齢者居宅改善費補助事業

日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（老朽化に伴う補修などを除く。）をするための経費の一部を補助します。補助は1回限りとし、工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

- ◆**対象者** 次に掲げるすべての要件に該当する方のために高齢者の居宅の改善工事を行う方
 - (1) 市内に1年以上居住する65歳以上の方
 - (2) さいたま市の介護保険の被保険者であること
 - (3) 身体上の障害のため日常生活に支障があり、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けていること
 - (4) 介護保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階のいずれかであること
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと
 - (6) 介護保険施設又は病院等に入所・入院していないこと
- ◆**対象となる経費** 介護保険給付対象以外の工事費
- ◆**補助額** 30万円を上限として、対象経費の3分の2の額を補助します。

高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業

民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊し等のため、立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成します。

- ◆**対象者** 65歳以上の方で、次に掲げるすべての要件に該当する方
 - (1) ひとり暮らしであること又は60歳以上の方と同居していること
 - (2) 市内に引き続き2年以上住所を有していること
 - (3) 住宅の取り壊しなど家主の自己都合により立ち退きを求められ市内の他の住宅へ転居したこと
 - (4) 同一家屋に居住する方全員の現年度の市民税所得割が非課税であること
 - (5) 生活保護等を受けていないこと
- ◆**助成額** 転居後の月額家賃と転居前の月額家賃の差額
20,000円を上限とし、申請日の属する月から該当しなくなった日の属する月まで支給します。

民間賃貸住宅入居支援

●埼玉県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住まいサポート店）

◆対象者 高齢者世帯（単身の高齢者又は高齢者がいる世帯）

◆内 容 高齢者や障害者世帯等が、民間賃貸住宅に入居する際、物件探しに協力してもらえる不動産店を紹介する制度です。

※家賃補助制度ではありません。

◆問合せ先 埼玉県住宅課 ☎ 830-5573 FAX 830-4888

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局 ☎ 829-2865

ウェブサイト <http://www.sasn.jp/safety/>

●さいたま市入居支援制度

◆対象者 市内に居住する、60歳以上の単身世帯又は60歳以上の方とその配偶者のみの世帯で、次の要件のいずれにも該当する方

（1）自立して日常生活を営むことができること

（2）家賃を支払うことができること

◆内 容 家賃の支払い能力があるにもかかわらず、民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、情報提供等を行い、入居を支援する制度です。

※家賃補助制度ではありません。

◆問合せ先 住宅政策課 ☎ 829-1520 FAX 829-1982

●住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

◆内 容 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。

※物件ごとに入居対象者の範囲・条件が異なります。

◆登録住宅一覧

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索・閲覧サイト」

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

◆問合せ先 住宅政策課 ☎ 829-1520 FAX 829-1982

●UR都市機構の賃貸住宅

◆内 容 保証人不要の物件として、UR都市機構の賃貸住宅（旧公団住宅）があります。

（営業時間：午前9時30分～午後6時 定休日：水曜日・年末年始）

- ◆問合せ先 ・ UR大宮営業センター ☎ 649-2277
さいたま市大宮区錦町 682—1 JR大宮西口ビル 1階
- ・ UR賃貸ショップ南浦和 ☎ 882-6721
さいたま市南区南浦和 2-38-8 ケーアイビル 3階

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造の高齢者専用住宅です。入居者に対し、状況把握サービス（※1）や生活相談サービス（※2）が必ず提供され、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを必要に応じて利用できます。

さいたま市内におけるサービス付き高齢者向け住宅については、さいたま市長の登録を受ける必要があります。

入居に際しては、諸条件をよく確認してご検討ください。

（※1）・・・入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を
供与するサービス

（※2）・・・入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために、
入居者からの相談に応じ、必要な助言を行うサービス

◆入居対象者

①単身高齢者世帯

②高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族/特別な理由により同居させる必要があると市長が認める者）

「高齢者」・・・60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者

◆登録住宅一覧

<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

◆ウェブサイト

○サービス付き高齢者向け住宅とは

<https://www.city.saitama.jp/001/007/005/p015328.html>

○サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

◆問合せ先

住宅の規模や設備、入居に関する事等については上記の登録住宅一覧より各住宅を検索していただき、直接お問い合わせください。

不動産担保型生活資金貸付制度

一定の居住用不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸付けする制度です。埼玉県社会福祉協議会が実施しています。

◆問合せ先 埼玉県社会福祉協議会

☎ 8 2 2 - 1 1 9 1 FAX 8 2 2 - 3 0 7 8

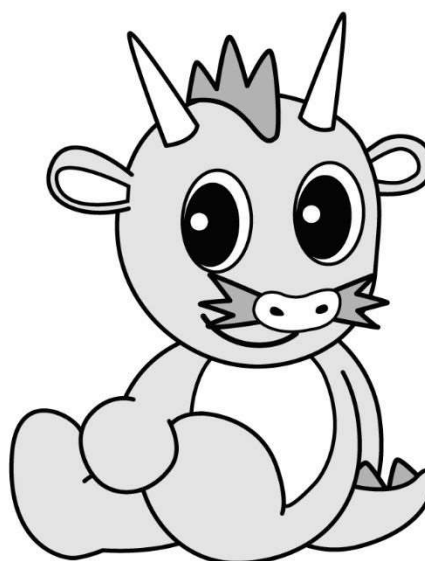
マイホーム借上げ制度

「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構」(J T I)では、50歳以上の方のマイホームを借り上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する「マイホーム借上げ制度」を実施しています。自宅を売却することなく、老後の生活資金や住み替えの費用として活用できます。

◆問合せ先 移住・住みかえ支援機構

☎ 0 3 - 5 2 1 1 - 0 7 5 7

ウェブサイト <https://www.jt-i.jp>



税

障害者控除対象者認定書

65歳以上でかつ介護保険の認定を受けた方のうち、寝たきりや認知症及び身体の障害により日常生活に支障のある方に対し、各区の福祉事務所（各区高齢介護課）が交付する「障害者控除対象者認定書（写）」を添付して申告した場合、障害者手帳を持たなくても所得税や住民税の特別障害者控除等が受けられます。

◆申請できる方 収入があり課税となっている本人又は申告上扶養している方

◆問合せ先 各区高齢介護課高齢福祉係

おむつ代の医療費控除

本人、又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、おむつ代を支払った方は、下記①②を添付して申告をした場合、所得税及び市・県民税の医療費控除を受けることができます。

◆申告に必要な書類

①医師が発行した「おむつ使用証明書」（用紙は各区高齢介護課にあります。）
（おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険制度の要介護認定を受けており、一定の条件を満たす方は、各区高齢介護課が発行する「介護保険主治医意見書の確認書」を「おむつ証明書」に代えることができます。）

②おむつ代に係る医療費控除の明細書
（紙おむつ購入料及び貸しおむつ賃借料の領収書をもとに作成してください。
領収書原本は確定申告期限等から5年間保管してください。）

◆問合せ先 各区高齢介護課介護保険係

固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅で、令和4年（2022年）3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を行い、工事完了後3ヶ月以内に必要書類を添付して申告がなされた場合は、翌年度分に限り固定資産税の100㎡分までに相当する税額の3分の1が減額されます。なお、都市計画税にこの減額はありません。

減額を受けるための要件や必要書類については、当該家屋の所在する区を管轄する市税事務所資産課税課までお問い合わせください。

その他の支援

ふれあい収集（家庭ごみの収集）

収集所にごみをご自分で出すことが困難な方々を対象に、市の職員がご自宅まで直接取りに伺います。

- ◆対象者（1）一人暮らしの高齢者（65歳以上）
- （2）一人暮らしの障害者
- （3）高齢者・障害者と同居する家族がいる場合でも、同居者が高齢者・障害者である等の事情により、収集所までごみを持ち出すことができない方

- ◆申込方法 右表の担当事務所へ「ふれあい収集利用申請書」を提出してください。
収集担当職員がご自宅へ伺い、ごみ出しが困難な状況について調査し収集方法などを調整します。

◆収集できないごみについて

家電リサイクル法指定品目（冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、粗大ごみ等は収集できません。

- ◆収集方法 原則として週1回、玄関先などからの収集となります。

(表)

担当	西清掃事務所	東清掃事務所	大崎清掃事務所
地 区	● 西区 ● 中央区 ● 北区 東清掃事務所の担当地区以外	● 見沼区 ● 岩槻区 ● 北区 植竹町1・2丁目、今羽町、土呂町、土呂町1・2丁目、本郷町、盆栽町、見沼1～3丁目	● 桜区 ● 浦和区 ● 南区 ● 緑区
	● 大宮区 大成町1～3丁目、上小町、吉敷町2丁目（鉄道の西側）、櫛引町1丁目、桜木町1～4丁目、錦町、三橋1～4丁目	● 大宮区 西清掃事務所の担当地区以外	
連絡先	TEL 623-3899 FAX 622-9144	TEL 685-0611 FAX 687-2018	TEL 878-0956 FAX 878-0959



緊急時安心キットの配布

◆緊急時安心キットとは

「いつも通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報を緊急情報シートに記載し、保険証の写しなどと一緒に専用の容器に入れて、ご家庭の冷蔵庫に保管するものです。

これにより、病気やけがなどで救急隊が駆け付けたときに、容器の中の情報を確認して、病院への速やかな搬送につなげることができます。

さいたま市では、「緊急時安心キット」を申請により無料で配布しています。

※緊急情報シートに記載した情報は、新しい情報であることを定期的に確認してください。

◆対象者

市内に居住する65歳以上の方、障がいや難病、持病のある方

※同一世帯で複数名が利用する場合でも、原則1世帯1セットの配布です。

◆配布場所

・区役所（高齢介護課、支援課、保健センター）、保健所

・各消防署、消防出張所の窓口

窓口で利用状況確認書を記入のうえ、配布しています。

本人でなくても代理の方（家族や近所の方など）でも受け取れます。

◆主な活用例

① 119通報

② 発見・確認

③ 搬送

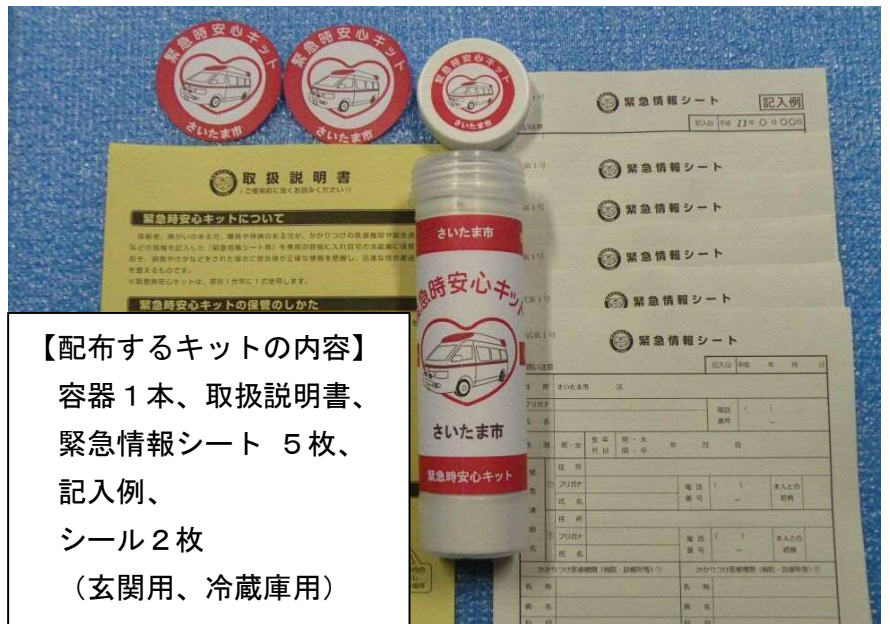


◆問合せ先 さいたま市消防局 警防部 救急課

住所 浦和区常盤6-1-28

電話 833-7981（平日午前8:30～午後5:15）

FAX 833-7201



さいたま市社会福祉協議会

車いすの貸し出し

怪我などの理由で一時的に車いすが必要となった方に最長で3カ月間の車いすの貸し出しを行っています。

ふれあい会食サービス

70歳以上のひとり暮らしの方と地域との交流を深めるため、ボランティアの協力により公民館などで会食を行っています。

在宅高齢者等宅配食事サービス

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯などの方のために、孤独感の解消、安否や健康の確認などを目的として、定期的に食事の配達を行います。

- ◆対象者 市内に居住し、自分で調理及び買い物をすることが困難であり、かつ、家族などから食事の提供が受けられない状況にあって、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準じる世帯の方
- ◆内 容 夕食の配食及び安否確認
- ◆配食回数 週5回以内（月・火・水・木・金）ただし、祝日を除く。
- ◆費 用 1食当たり400円

さいたま市社会福祉協議会で実施している各種事業等についての問合せ先

西区事務所	☎622-3333	北区事務所	☎653-1177
大宮区事務所	☎646-4441	見沼区事務所	☎684-3322
中央区事務所	☎854-3724	桜区事務所	☎852-1611
浦和区事務所	☎834-3131	南区事務所	☎838-1818
緑区事務所	☎874-0022	岩槻区事務所	☎757-9291

地区社会福祉協議会（地区社協）の紹介

◆地区社協とは

地区社協は、住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。地区の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主役となった福祉のまちづくりの推進役と言えます。地区社協では、高齢者サロンやふれあい会食、高齢者等に対する見守りや声かけを行っています。

◆地区社協の構成

自治会・町内会や民生委員・児童委員協議会を中心に、婦人会や子供会、学校・PTA、老人クラブなどの地域の諸団体や、社会福祉施設などの関係機関などの様々な組織、団体、個人などで構成されます。

さいたま市内には51地区の地区社協が設置されています。（令和2年4月1日現在）

区	地区社協	区	地区社協	区	地区社協
西区	指扇	見沼区	七里	南区	武蔵浦和
	馬宮		春岡		南部
	植水	中央区	与野		大谷場
	内野		鈴谷		谷田
日進	大戸・中里		大谷口		
北区	宮原	桜区	下落合	緑区	原山
	植竹		大久保		三室
	大砂土		土合		尾間木
大宮区	大宮南	浦和区	田島		岩槻区
	大宮中部		岸・神明	岩槻	
	大宮北		中央	川通	
	大宮東		東部	柏崎	
	桜木		北部第一	和土	
	大成		北浦和針ヶ谷	新和	
	三橋		北部第二	慈恩寺	
見沼区	大砂土東	南区	西	河合	
	片柳		西浦和	東岩槻	

地区内の福祉課題に対して主体的・自発的・計画的に取り組む地区社協に対し、市社協は活動に必要な財政支援をはじめ、活動拠点の整備・設置の援助や活動についての相談、助言、情報提供、研修会、情報交換会の実施などによる支援を行います。